

家の終活

を考えてみましょう！

人生の最後を自分らしく迎えるために終活をする人が増えています。

人生を共に過ごした家の終活も一緒に考えてみませんか？

家の撮影



不動産情報の整理



相談先：

（契約関係）仲介した不動産会社 等
（相続登記）司法書士 等

家財の整理



相談先：一般廃棄物収集運搬業許可業者 等

家の継承や処分 (遺言書・家族信託・任意後見)



相談先：弁護士・司法書士 等

1. 家の撮影

家の外観や部屋の中、柱の思い出のキズ、何でも写真にしてみましょう！家を離れたとき、家がなくなったときでも、その写真を見れば家族の思い出などの記憶もよみがえることでしょう。



2. 不動産情報の整理

■ 土地と建物の目録（リスト）を作ってみましょう。

「固定資産税納税通知書」、土地と建物の「登記事項証明書」、購入したときの「契約関係書類」を参考に、不動産の目録（リスト）を作りましょう。

■ 相続登記は済んでいますか？

親や配偶者から不動産を相続しても、登記上の所有者を変えていない場合は、相続登記をしましょう。相続登記をしていないと、次の相続が発生したときに相続人が苦勞することになります。後回しにしないで、自分の代で相続登記をしましょう（令和6年4月1日から相続登記は義務化されます）。

■ 権利関係を整理しましょう。

土地や建物には、様々な権利（抵当権・借地権・隣地境界）がついていることがあります。トラブルを未然に防ぐためにも、専門家に相談しながら関係者と調整するなど、事前に整理しておきましょう。



3. 家財の整理

遺族にとって、故人との思い出がある物を処分することは非常に大変です。自分が元気なうちに、自分の家財を整理しましょう。一時的に多量に処分する場合は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談しましょう。



4. 家の継承や処分

■ 遺言書の作成

相続のときの揉めごとを避けるために、家をどうしたいのか、誰に引き継がせたいのか、「遺言書」を作成することはとても大切です。元気なうちに家族とよく話し合い、遺言書を作成しておきましょう。

★ 法務局に遺言書を預ける「自筆証書遺言保管制度」もあります。

（詳しくはお近くの法務局へお問合せください）。

■ 家族信託・任意後見

将来、病気や認知症などで財産管理や、財産処分の判断ができなくなるかもしれません。元気なうちに、家族や専門家などに家の管理を任せることも検討してみましょう。



【相談窓口】 専門家の相談窓口をご紹介します！

新座市では、（一社）日本空家対策協議会や（公社）埼玉県宅地建物取引業協会県南支部などの専門家団体と連携し、住宅や空き家に関する専門相談窓口を設けています。

売却や賃貸（利活用）、管理、相続など、所有者や相続人などが抱える様々な相談に、不動産業者、弁護士、司法書士などの専門家が、ワンストップで適切なアドバイスや提案を行っていますので、お困りのことがありましたら、まずは「新座市建築審査課」にご連絡ください。

【相談先】新座市 まちづくり未来部 建築審査課 住宅係
電話：048-477-4519

